

青 市 監 第 2 3 号
平成28年 6月 7日

請求人 様

青森市監査委員 山 形 博
同 吉 田 柳一郎
同 丸 野 達 夫
同 赤 木 長 義

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成28年4月14日に地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された「青森市職員措置請求書」に係る監査の結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知いたします。

記

第1 請求の受理

平成28年4月14日に提出のあった「青森市職員措置請求書」は、同日收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査したところ、請求書の調製に一部不備な点が認められたため、同年4月21日に請求人に対し書面による補正を求めた。その後、同年5月6日に補正書の提出があり、当該請求書を同年5月11日に受理した。

第2 請求の要旨

ア. 誰が（請求の対象職員）

（1）青森市長と平成27年度に青森市経済部長であったA

イ. いつ、どのような財務会計上の行為を行ったのか。

（1）津軽伝統芸能まちなか元気誘客事業実行委員会（以下「誘客事業実行委員会」という。）は、平成27年4月15日午後1時30分から午後2時30分の間、行政財産である青森市役所本庁舎4階経済部長室（以下「経済部長室」という。）で会議（以下「本件会議」という。）を行った。

誘客事業実行委員会の活動（事業）内容は資料1の6枚目及び7枚目のとおりである。

本件会議の出席者は資料1の2枚目「津軽伝統芸能まちなか元気誘客事業実行委員会委員名簿4月15日会議出欠」のとおりであり、出席者は実行委員長経済部長A（以下「A実行委員長」という。）、副実行委員長青森商工会議所常務理事B（以下「B副実行委員長」という。）、委員青森市経済

部観光課長C（以下「C委員」という。）、監事公益社団法人青森観光コンベンション協会事務局長D（以下「D監事」という。）及びオブザーバー青森市文化観光交流施設「ねぶたの家ワ・ラッセ」館長E（以下「Eオブザーバー」という。）の5人であり、委員青森市教育委員会文化財課長F（以下「F委員」という。）は欠席した。なお、資料2「稟議書【件名】津軽伝統芸能まちなか元気誘客事業実行委員会の開催案内について（伺）」の2枚目から5枚目までの開催案内（以下「本件開催案内」という。）は、青森市経済部からみた部外者であるB副実行委員長、F委員、D監事及びEオブザーバーの4人に送付し、出欠を取ったものであり、A実行委員長及びC兩名には本件開催案内は送付しておらず出欠は取っていない。本件開催案内に係る出欠の回答ではF委員は欠席、残り3は出席の回答であった。

(2) 本件会議開催時点での誘客事業実行委員会の実行委員長は、平成27年度に青森市経済部長であったA（以下「A部長」という。）である。

(3) 青森市にとっては他団体である誘客事業実行委員会が、青森市の行政財産である経済部長室を使用する場合は、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可を受け、青森市行政財産目的外使用料条例第2条の規定に基づき使用料を納付することが義務づけられているが、青森市長及びA部長は誘客事業実行委員会が無許可で経済部長室を使用することを黙認し、使用料の徴収を怠った。特に、自身の執務室である経済部長室の無許可使用を黙認したA部長の責任は大きい。

なお、誘客事業実行委員会が他団体であることを明らかにするものとして資料3「他団体通帳使用届」（会計課が管理しているもので、他団体事務局がお金の出し入れをする際に、その都度本件使用届を会計課に提出し、通帳を借り出す。）がある。

ウ. その行為は、どの様な理由で違法・不当なのか。

(1) 青森市にとっては他団体である誘客事業実行委員会が、誘客事業実行委員会自らの決算・予算の為の会議の為に、青森市の行政財産である経済部長室を使用する場合は、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可を受け青森市行政財産目的外使用料条例第2条の規定に基づき使用料を納付することが義務づけられているが、誘客事業実行委員会はこの許可を取らずに無許可で経済部長室を使用し、使用料を納付しなかった。

エ. その結果、どのような損害が市に生じているのか。

(1) 青森市長は、他団体である誘客事業実行委員会が青森市の行政財産である経済部長室を使用する場合は、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可を受らせるとともに、青森市行政財産目的外使用料条例第2条の規定に基づき使用料を徴収することが義務づけられているが、青森市長はこれを怠り、行政財産の目的外使用許可に係る使用料を徴収しなかったことにより、青森市に8,839円の損害を与えた。経済部長室の目的外使用許可に係る使用料の算定は次のとおりである。

- (2) 平成 27 年度の経済部長室の行政財産の目的外使用許可に係る使用料は月額 17,678 円である（平成 28 年 4 月 26 日青森市総務部管財課から資料提供を受けた「平成 27・28 年度行政財産使用許可使用料調書（経済部長室）」（資料 4）に拠る。）。青森市の行政財産である第二庁舎の一部である経済部長室は青森市行政財産目的外使用料条例別表（以下「別表」という。）（資料 5）の区分「建物（学校を除く）」に当たり、これにより使用料を算定すると、本件会議に要した時間は 1 時間であるが、この場合は別表摘要 5 により月額使用料の半月分となるので、本件会議に係る経済部長室の目的外使用許可に係る使用料は以下のとおり算定される。

$$17,678 \text{ 円} \times 1 / 2 = 8,839 \text{ 円}$$

オ どのような措置を請求するのか。

- (1) 青森市長と A 部長が、誘客事業実行委員会に対して平成 27 年 4 月 15 日午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分の間経済部長室を使用したことに対して、使用料相当額 8,839 円を請求することを求める。
- (2) もし、市長と A 部長が誘客事業実行委員会に対して使用料相当額 8,839 円の請求をしないのであれば、市長と A 部長は連帯して使用料相当額 8,839 円を青森市に納付することを求める。

〔請求の要旨に添付された事実を証する書面〕

- 資料 1 「津軽伝統芸能まちなか元気誘客事業実行委員会」次第
- 資料 2 稟議書【件名】津軽伝統芸能まちなか元気誘客事業実行委員会の開催案内について（伺）
- 資料 3 他団体通帳使用届
- 資料 4 平成 27・28 年度行政財産使用許可使用料調書（経済部長室）
- 資料 5 青森市行政財産目的外使用料条例
（平成 17 年 4 月 1 日条例第 87 号）

第 3 監査の実施

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 28 年 5 月 17 日に証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

なお、同日、新たな証拠として下記の書面が提出された。

〔陳述時に提出された事実を証する書面〕

- 資料 1 - 2 請求書
- 資料 3 - 2 青森市他団体通帳に係る事務取扱要領

2 監査対象部局に対する事情聴取

津軽伝統芸能まちなか元気誘客事業実行委員会（以下「誘客事業実行委員会」という。）の事務局である経済部観光課（以下「観光課」という。）を監査対象部局とし、関連する資料、その他証拠書類等必要な資料の提出を求めるとともに、本件請求について、平成 28 年 5 月 30 日に事情聴取を行った。

その主な内容は以下のとおりである。

- (1) 誘客事業実行委員会の事務局が観光課に設置されているが、観光課及び関係団体の誘客事業実行委員会における役割
- (2) 誘客事業実行委員会の会議が平成 27 年 4 月 15 日（水）に経済部長室で開催されているが、当該会議の青森市の業務との関係

3 監査対象事項

請求人は、他団体である誘客事業実行委員会が青森市（以下「市」という。）の行政財産である経済部長室を使用する場合は、行政財産の目的外使用許可を受け、青森市行政財産目的外使用料条例に基づき使用料を納付することが義務づけられるが、青森市長（以下「市長」という。）が当該使用料を徴収せず市に損害を与えたとして、誘客事業実行委員会に対して使用料相当額 8,839 円を請求することを求めている。また、当該請求をしないのであれば、市長と当時、青森市経済部長であった A 氏（以下「経済部長」という。）が連帯して当該使用料相当額を市に納付することを求めている。

そこで、本請求の趣旨から、誘客事業実行委員会が経済部長室を使用するに当たって、市長が行政財産の目的外使用許可をしなかったことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか、また、行政財産の目的外使用に係る使用料を徴収しなかったことが違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実にあたるかを監査の対象項目とした。

第 4 監査の結果

1 事実関係

(1) 誘客事業実行委員会について

- ① 誘客事業実行委員会は、市が「津軽笑っせ劇場」を実施するに当たり、当該事業の実施手法として実行委員会方式によることとし、青森商工会議所及び公益社団法人青森観光コンベンション協会に参画を呼び掛け、賛同を得て組織された団体である。

なお、この「津軽笑っせ劇場」は、津軽三味線や津軽民謡、津軽手踊りなど、伝統芸能の保存伝承とともに、街のにぎわいづくりと滞在型観光の促進を図ることを目的に市が企画立案した事業である。

- ② 「津軽笑っせ劇場」の実施に当たり、実行委員会方式によることとし

た理由については、市と関係団体が意見を出し合いながら事業を共同で実施することにより、それぞれが有する情報やノウハウ、人材が活用され、機動的かつ効率的な事業実施が可能となるとの説明であった。

- ③ 誘客事業実行委員会は、実行委員長、副実行委員長、委員、監事をもって組織されるが、実行委員長に青森市経済部長、副実行委員長に青森商工会議所常務理事、委員に教育委員会事務局文化財課長及び経済部観光課長、監事に公益社団法人青森観光コンベンション協会事務局長をもって充て、また、その事務を処理するため、事務局を観光課に置いている。
- ④ 誘客事業実行委員会における事業費は、「津軽笑っせ劇場」の入場料収入と預金利息のほか、経費の不足分を市からの負担金で賄っており、毎年度、事業収支に係る会計処理を行っている。

(2) 誘客事業実行委員会の会議について

- ① 本件請求の対象となった誘客事業実行委員会の会議は、平成 27 年 4 月 15 日（水）13 時 30 分から青森市役所 4 階の経済部長室において開催された。
- ② 会議の出席者は、実行委員長（経済部長）、副実行委員長（青森商工会議所常務理事）、委員（経済部観光課長）、監事（公益社団法人青森観光コンベンション協会事務局長）及びオブザーバー（青森市文化観光交流施設「ねぶたの家ワ・ラッセ」館長）の 5 人であった。なお、委員 2 名のうちの一人である教育委員会事務局文化財課長は欠席した。
- ③ 会議の内容は、実行委員長である経済部長が議長となり、次の案件を審議、決定するものであった。
 - 誘客事業実行委員会規約の改正について
 - 平成 26 年度事業報告について
 - 平成 26 年度収支決算について
 - 平成 27 年度事業計画（案）について
 - 平成 27 年度収支予算（案）について

2 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認、関係職員からの事情聴取等に基づき、次のように判断する。

(1) 誘客事業実行委員会について

誘客事業実行委員会は、その名称が示すとおり、市民や観光客に津軽伝統芸能を提供するために限定的な活動を行う組織であると考えられ、また、

その事業費については、「津軽笑っせ劇場」の入場料収入等のほか、市からの負担金をもって充て、毎年度、事業収支に係る会計処理を行っている。

誘客事業実行委員会は、市、青森商工会議所及び公益社団法人青森観光コンベンション協会の関係者で構成され、実行委員長が青森市経済部長であるほか、それぞれの団体の役職にある者が委員となっているが、この場合、各委員は職務により参加しているものであり、誘客事業実行委員会は、その母体である上記三者が共同で実施する事業の実行組織であると考えられる。

地方公共団体が事業実施の手法として実行委員会を設置した場合、その位置づけについては、名古屋高等裁判所平成14年（行コ）第9号の裁判例（平成15年12月25日）がある。

その中で、実行委員会について、

- ① 事業の円滑な運営を図り、効果的な運営を期す等のため、事業実施の方法として実行委員会の設置が計画されたものであること
- ② 実行委員会の設置に地方公共団体が深く関与し、その運営についても地方公共団体の職員が要職を占め、中心的な役割を果たしていること
- ③ 実行委員会の事務局が地方公共団体の所管課に置かれ、その事務のほとんどを地方公共団体の職員が担当していること
- ④ 実行委員会の予算について、その大半が地方公共団体の負担金により占められていること

等の事実がある場合は、当該実行委員会は地方公共団体と別個、独立した存在とはいえ、地方公共団体の事業執行の一方法たる存在である旨を判示している。

この判断基準に本件を照らせば、誘客事業実行委員会は、事務局が観光課内に設置されるなど、組織の設置・運営に市が中心的な役割を果たしており、市との関係性において団体としての独立性を欠いていることが明らかである。

(2) 経済部長室の使用行為について

誘客事業実行委員会は、平成27年4月15日に経済部長室で会議を行ったが、同会議には、実行委員長の経済部長のほか、経済部観光課長、青森商工会議所常務理事、青森観光コンベンション協会事務局長らが出席している。

この会議について、請求人は、誘客事業実行委員会が無許可で経済部長

室を使用することを経済部長が黙認したと主張する。しかし、当該会議は、実行委員長である経済部長が招聘し、本人も会議に出席しているのだから、使用を黙認したのではなく、むしろ経済部長が自ら会議のために部長室を使用させたと捉えるのが妥当である。

この部長室は、市庁舎の一部であり、行政財産であるが、「行政財産」とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、“行政執行の物的手段として、行政目的の効果達成のために利用されるべきもの”とされている。

一方、法第 238 条の 4 第 7 項の規定は、行政財産についてはその用途又は目的を妨げない限度で他人に使用させることができる旨を定めているが、その用途とは、“当該行政財産が供用されている具体的な態様”をいい、目的とは、“当該行政財産の供用によって達成しようとする抽象的な行政目的”をいうとされる。

以上によれば、経済部長らが部長室を使用し誘客事業実行委員会に係る会議を行った行為については、誘客事業実行委員会の活動が市の実施する事業に関するものであること、また、市の関与の実態から、誘客事業実行委員会が市から独立した存在とはいえないことから、市の事業を執行するため直接使用されたものと理解される。

したがって、当該行為については、行政財産の目的外使用許可を定めた法第 238 条の 4 第 7 項の規定の適用はなく、目的外使用料の徴収も要しないため、違法、不当な事実はないと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件請求における請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。